

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二百五十三号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡淀江町長及び同町議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年五月二十三日から

昭和二十五年五月二十七日まで

鳥取縣告示第二百五十三号

度量衡法施行細則第四十八條により岩美郡の度量衡器計

昭和二十五年五月二十三日 火曜日
第二千百十号

本誌の発行は國定規格A五類

量器第一種取締を次のように執行する。

昭和二十五年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検査期日 検査区域

五月二十四日	岩美郡蒲生村
同 二十五日	同 岩井町
同 二十六日	同 小田村
同 二十七日	同 本庄村
同 二十九日	同 浦富村
同 三十日	同 東村
同 三十一日	同 田後村
同 三十一日	同 大岩村
同 三十一日	同 網代村
六月一日	同 福部村

検査時刻は午前九時から午後三時まで